

**広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 6 年 1 1 月 1 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務
- (2) 広島市立リハビリテーション病院等の構成
広島市立リハビリテーション病院等の構成は次のとおりとする。
 - ・ 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院
 - ・ 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立自立訓練施設
 - ・ 広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所
- (3) 内容
「広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務基本仕様書」のとおり。
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
※ 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。
- (5) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 履行場所
広島市安佐南区伴南一丁目 3 9 番 1 号
広島市立リハビリテーション病院等
- (7) 選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格

次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしている単体企業、又は次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たしている共同企業体であること。

- (1) 単体企業及び共同企業体共通の資格要件
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
 - イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 広島市における競争入札参加資格の「令和５・６・７年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類のうち、次の登録種目すべてに登録されている者であること。

（ア）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「57 冷暖房設備等の運転管理（常駐）」

（イ）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」（等級区分において「A」に格付けされていること。）

（ウ）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「56 常駐警備」（等級区分において「A」に格付けされていること。）

なお、業務の一部再委託を予定している者にあつては、参加申込時に業務再委託申請書を提出すること。（ただし、日常的な清掃業務は再委託不可。）

オ 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。

(2) 単体企業の資格要件

ア (1)エに示す資格要件をすべて備えていること。

イ 当該業務の公募型プロポーザルに参加する共同企業体の代表者又は構成員でないこと。

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体は、(1)エに示す資格要件を備えた者により構成されていること。

イ 共同企業体の代表者又は構成員は、当該業務の公募型プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の代表者若しくは構成員でないこと。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

実施要領等は、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和６年１１月２５日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで。

(2) 配布場所

〒731-3168

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院 事務室（以下「事務室」という。）

TEL 082-849-2803

FAX 082-849-2804

電子メール riha-hosp@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和６年１１月２５日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで。

(2) 提出場所

事務室(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

参加表明書等を、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。なお、共同企業体による参加の場合は、共同企業体登録申請書等もあわせて提出すること。

5 現地見学会（対象施設・建物・設備等）

プロポーザル実施要領のとおり。

6 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年11月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 受付場所

事務室(上記3(2)に同じ。)

ウ 受付方法

質問書を、前記イへ電子メール（上記3(2)に同じ。）で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問の提出があった日から令和6年11月25日（月）までに、質問者に直接回答（電子メール）するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書等を提出した日から令和6年12月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

事務室(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

企画提案書を、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

9 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

10 契約の締結

受託候補者は、広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。